

## コンプライアンス自主行動基準 順守事項

### 1. 商品・サービス

#### (1) 商品の安全性・品質の向上

- ① 社会状況などの変化に対応して商品の安全性を追求しつづけるため、科学的な知見に基づき商品政策や基準を絶えず見直します。
- ② 京都生協コープ商品は、製造販売者として定期的に点検を行い商品の品質を管理し、産直商品については、基準にそったとりくみをすすめて商品の管理を行ないます。
- ③ お取り引き先にも法令順守と社会的な倫理の確立を求め、相互に水準を高めるための研修と交流を深めます。

#### (2) 適正でわかりやすい表示

- ① 商品案内のカタログ類や店内の掲示物での適正な商品説明を行い、組合員・消費者に誤認や錯覚を与えることのないように努めます。
- ② 正確でわかりやすい情報が記載されるように商品の表示を組合員・生産者ととも改善します。
- ③ 著しく優良であることを表示した商品については、その裏づけとなる合理的な根拠を確認して仕入れ、供給します。
- ④ 独自開発商品の宣伝やおすすめにおいては、事実に基づき、誤認や他社商品の中傷のないようにします。

### 2. 供給者として

#### (1) 公正で誠実な態度

- ① 生協事業をすすめる上で、法令や社会的良識に従い、組合員・消費者の声に答えることを大切にします。
- ② 利用する組合員の立場に立って組合員の利益を優先して判断します。組合員の声には誠意と責任を持って対応し、無責任な回答や対応は行ないません。

#### (2) 説明責任

- ① 事業に関する説明や情報開示は、正確にわかりやすく行ないます。
- ② 提供した商品・サービスについて組合員に対して不利益を招く可能性がある場合は、正確な情報を迅速にお伝えします。
- ③ 社会的な問題を生じさせる可能性があるときは、被害防止と真実究明のために正確な情報を迅速に開示します。

#### (3) クレームやご意見への迅速で誠実な対応

- ① 商品・サービスに対して質問、意見が寄せられた場合は真摯に耳を傾け、迅速に事実に基づく正確な調査をし、必要な回答をします。
- ② 苦情に対しては、組合員の立場に立った誠実な対応をし、事業として至らなかつた点を率直に受け止めて今後の商品やサービスの改善に活かします。

### 3. 取引先などとの関係

#### (1) 組合員の願いに応える商品・サービスを提供するためのパートナーとして

- ① お取り引き先に京都生協の理念や方針、行動基準をお伝えして理解と協力をお願いし、研修と交流を深め、信頼関係の構築をすすめます。

- ②商品仕様書の順守や、商品の履歴管理の向上など、商品の品質管理・向上に協力してとりくみます。
- ③取引先からの申し出、相談も真摯に受け止めて事業に反映させます。生協との取引に関わる倫理・法令の相談窓口を設け、取引先従業員の声にも耳を傾けます。

#### (2) 公正な取引の推進と独占禁止法の順守

- ①取引行為が法令や社会規範に従ったものかどうか、絶えず点検しながら公正な取引をすすめます。
- ②公になっていない契約・交渉の内容や取引先の機密、個人情報厳格に管理し他に漏らしません。
- ③優越的地位の濫用をいましめ、お互いの立場を尊重し、協議をすすめて納得感のある取引に努めます。

#### (3) 過剰な贈答、接待の禁止と違反の事後処置

- ①第三者から不透明、不公正な関係があると疑われることのない、公正な取引先の選定や業務をすすめます。取引先など利害関係者からの金品の贈与や接待などの個人的利益は受けません。
- ②やむを得ず贈答や接待を受けた場合は、その事実を上司に報告、処理について相談します。状況に応じて贈答品の返送や担当の変更など必要な措置を生協の責任で行ないます。

#### (4) 情実取引の排除

- ①縁故者や友人、その他何らかの個人的な利害関係のある人と契約を結ぶ場合には、上司に報告し適切な指示を受け、個人の事情から公正さを欠くような行為は行ないません。

### 4. 環境への配慮

#### (1) 環境に配慮した商品の開発・普及

- ①環境政策の基本姿勢に基づき、「安全・安心」の商品政策をいっそう発展させた環境に配慮した商品づくりと普及を組合員とともに積極的にすすめます。

#### (2) 事業活動における環境負荷の低減

- ①環境方針とその具体化のための目標を定め、定期的な進捗管理やしくみの検証・見直しにより継続的な改善をすすめます。
- ②環境保全のための諸法令を順守するとともに、温暖化防止自主行動計画に基づき CO<sub>2</sub> 排出量の削減をすすめ、京都議定書の目標達成に貢献します。

### 5. 地域社会との関わり

#### (1) 地域との交流、文化や慣習の尊重

- ①地域社会との良好な関係を築き維持するとともに、事業や組合員活動を通してさまざまな組織、人々との交流を深め、地域の活性化やネットワークづくりに貢献します。
- ②生協の施設運用や事業活動で近隣に迷惑をかけることがないように十分に配慮します。

#### (2) 高齢化社会、子育てに配慮したサービスの推進

- ①ひとりひとりの条件に応じて商品やサービスをより利用しやすくするしくみづくりも合わせて、くらしのサポートをすすめます。

#### (3) 社会貢献活動への積極的な参加

- ①役職員は自らの条件に応じて社会貢献のためなどの活動に積極的に参加するよう努めます。
- ②大規模災害などに際しては、行政との連携の下に物資調達、配送機能や生産者、他生協とのネットワークなど生協事業の機能を生かした支援活動を行ないます。

#### (4) 行政・公務員との健全な関係

- ①公務員や法令で「みなし公務員」とされる公務に携わる者との健全な関係を維持し、接待など不自然と思われる行為は行ないません。

②法令違反の疑いなど社会的な問題が組織内で発生した場合は、関係当局に報告し、問題解決に協力します。

#### (5) 交通法規の順守

- ①車両を運転するときは交通法規と職場のルールとの順守とともに、「防衛運転」の意識で危険を自ら避ける安全運転に徹します。
- ②日常業務の中で学習や事例研究を深め、組合員や他のドライバー、歩行者に安心される運転を実践します。
- ③自動車事故および交通違反を起こした場合は、軽重、公私を問わず車両管理規程に基づき速やかに報告します。

#### (6) 人権の尊重と反社会的勢力との関係遮断

- ①京都生協にかかわるすべての人の人権と個人の尊厳を尊重します。いかなる差別やいやがらせ（ハラメント）も許さず、見過ごしません。
- ②反社会的勢力（※）には毅然とした態度で対応し、そのような団体・個人からの関与、妨害、不当な要求は断固拒絶します。何らかの関わりを持ってしまった場合は個人で解決しようとせず、速やかに上司・コンプライアンス推進部署に報告し、適切な指示を受けます。

※反社会的勢力とは、政府指針で定義されている「暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追及する集団又は個人」をさします。

## 6. 事業経営

### (1) 財産施設の保全

- ①組合員のための事業をすすめるために貸与されている生協の資産を大切にします。公私混同につながる設備や備品の私用などは厳しく慎みます。
- ②不注意や判断ミスから大きな損失や信用失墜に陥らないように、それぞれの職場のルールに基づいて定期的に業務を検証するとともに、緊急事態に対応できるように平常時から危機管理をすすめます。

### (2) 知的財産権その他の関連法規の順守

- ①著作権など他人の知的財産権を尊重します。それ以外でも日常業務の中で何気なく行なう行動で法令や社会的規範を犯すことがないように、日常業務の中で繰り返し検証します。

### (3) 内部ルールの順守

- ①法令に定めがなくても、生協理念や社会人としての倫理から役職員として守るべきルールはマニュアルなど内部規定に定め、全員が守るように徹底します。社会の変化に対応するよう定期的に見直します。

### (4) 利益相反行為の禁止と倫理優先

- ①生協での地位や業務を利用して自らの利益を追求したり、自らの利益のために生協の利益を損なうことはあってはなりません。
- ②事業上の利益と倫理が相反する場合は倫理を優先します。

### (5) 正確な記録と納税

- ①伝票処理、経費処理は正確に記録します。就労時間、休憩時間は正確に報告します。
- ②法に沿って納税の義務を果たし、脱税と疑われかねない行為はいつさい行ないません。

## 7. 生協運営全体

### (1) 適正な機関運営

①組合員の意思が反映された組織運営をすすめるために、生協法および日本生協連の「運営指針」に基づく会議の持ち方や組織活動のあり方の改善を続けます。

(2) 正しい組織、経営情報の報告

①ひとりひとりの組合員が主体的に判断できるように、組織運営や経営の正確な情報をわかりやすく、タイムリーに組合員に開示します。

(3) 組合員とのコミュニケーションと適切な広報活動

①組合員とのコミュニケーションを密にし、日々利用しているひとりひとりの組合員の声を素直に聴き、その実現のために誠実に努力します。

②生協の事業や活動を広く社会に知っていただき連携や交流をすすめるとともに、経営の透明性を高めるために、機関誌やホームページを使った対外的な広報を積極的にすすめます。

(4) 組合員との癒着の排除

①組合員には公正な対応を心がけ、特定の組合員への利益供与を疑われるような行為はしません。

## 8. 機密および個人情報の保護

(1) 業務上の守秘義務

①業務上知り得た機密や、組合員、役職員、取引先個人の個人情報は、第三者に漏らすなど、漏えい、紛失しないよう厳重に管理します。

②マスメディアとの関係は広報および危機管理担当部局担当を通します。直接接触せざるを得ない場合は、広報および危機管理担当部局担当に報告します。

(2) 個人情報の適正取得・適正利用

①業務上必要な個人情報については、本人に利用目的を正しく明示するなど、適正な取得を行います。また、法律に定められたやむをえない場合を除き、利用目的以外に使ったり、勝手に第三者に譲渡するなど不適正、違法な利用はしません。

(3) 個人情報の適正管理

①生協として保有、管理している個人情報は、不正な接続・閲覧や漏えい、紛失、改ざんなどが起こらないよう、ルールに基づき厳密に管理します。

②業務で貸与されているパソコンは勝手に持ち出したり、外部にデータを漏えいさせることがないようにルールに基づき厳密に運用します。

## 9. 職場環境と組織風土

(1) 労働法規の順守

①職員の雇用、異動、評価にあたっては、憲法や労働基準法などに定められた権利を守り、公平、公正な基準に基づいて行ないます。

(2) 安全で働きやすい職場環境づくり

①職員ひとりひとりの個性や能力が生かされ、誇りを持って働ける職場と、安全衛生と健康を重視した作業基準や作業環境の整備に努めます。

②ひとりひとりが正直で率直な報告・連絡・相談を行う風通しの良い組織と、計画をみんなで実践し、その結果を事実でふりかえって改善を重ねる運営スタイルをめざします。

③同一職場で委託や派遣の労働者が働く場合はそれぞれの契約におけるルールをしっかりと順守するとともに、元請責任において委託、派遣労働者の労働条件等にも留意します。

(3) 差別やいやがらせの禁止

①ひとりひとりがお互いを尊重しあい、性別や国籍、思想・信条をはじめ、いっさいの差別を許しません。

②職場内の力関係によるいやがらせや不当な強制、性的ないやがらせ（セクシャルハラスメント）はいっさい許しません。

（４）不自然な慣習の排除

①冠婚葬祭に関する常識の範囲内のお祝い、お供えを除いて、部下から上司への中元・歳暮など職場内での金品の贈答は認めません。

（５）プライバシーの保護

①役職員の個人情報外部に漏えいすることのないように厳密に保護するとともに、人事などの機微情報が不当に開示されて個人のプライバシーが侵害されることのないように細心の注意を持って扱います。

（６）政治活動・宗教活動への参加

①一人ひとりの政治活動や宗教活動の自由は保障されますが、勤務時間内に選挙活動・布教活動は行ないません。

②生協として「食の安全」や消費税など生協理念や活動方針にかかわる問題について世論に訴えたり行政に働きかける取り組みを行うことがあります。生協法に基づき特定の政治家・政党を支持したり、特定の宗教とのかかわりをもつことはしません。

## 10. コンプライアンス経営の実践と運用

### （１）経営トップの責任

①この行動基準の実践にあたっては常勤役員が責任をもって先頭に立ち、また各職場においては所属長が率先垂範するとともに、継続的に仕事の質を高めるために守り実践すべき事項の学習・教育を行い、全職員に周知徹底します。

②委託先に対しては、商品管理、組合員対応、情報管理、環境配慮など行動基準の実践に関わる業務について、委託契約の責任者が京都生協の考え方と基準を伝え、相応な仕事の質が確保されるよう協議とふりかえりを重ねます。

### （２）実効ある内部体制

①日常業務の中で行動基準に基づく業務運営をすすめるために、業務マネジメントシステムを確立し、常務理事会を中心に**推進します**。マネジメントシステムを運用する事務局を設け、継続的に計画、実践、検証をくりかえして改善を重ねます。

②各職場での定期的なチェックと職員自身による内部監査によって、実施状況のふりかえりと不適切行為の予防・是正を行ないます。

### （３）逸脱への対応

①役職員がこの自主行動基準を軽視して法令やその他の規範に違反した場合は役員報酬等検討委員会の協議をふまえて理事会で処分を決定します。職員が違反した場合は就業規則に基づく処分の対象になります。

②行動基準に逸脱している懸念を感じた者は、業務の場で問題解決のために努力しますが、そこでの解決が困難な場合は放置することなくヘルプライン（コンプライアンス相談窓口）に連絡・相談し、解決をはかります。

### （４）ヘルプライン

①職員や取引先からの従業員から倫理・法令、その他のルールに関わる相談、通報を受ける窓口（複数）を設けます。

②相談者のプライバシーを厳守して調査にあたります。善意からの相談・通報によって不利益な扱いをしてはいけません。

(5) 行動基準の改定

- ① 常務理事会の場で年に一回以上の行動基準の見直しを行い、実践を通して寄せられた意見を基に社会状況や組織の変化に対応した改定を行ないます。